

岩手県工業技術センターのブランド化を目指して

地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

理事長 酒井 俊 巳



「創るよろこび・地域貢献」を基本理念に掲げ、平成18年4月に都道府県における公設試験研究機関(=「公設試」)としては全国第1号の地方独立行政法人(=「地独」)としてスタートした当センターは今年度3年目を向かえました。

公設試は、地域の中小企業に対する技術相談、依頼試験などの基本的サービスに加え、企業等との受託・共同研究や人材育成などの各種業務を通じて地域産業の技術力の向上や製品開発力の強化などに大きく貢献しているところです。

一方、近年の公設試は国・地方自治体の財政悪化のため予算・職員定数は年々減少し、設備の新設は勿論、更新も進まないという事態に至っており、「公設試の質の劣化」が深刻となっています。幸い、本県においては「地独化」したことにより県から示された「中期目標」期間(=平成18~22年度)においては、当センターの運営に係る交付金は毎年度一定率の削減はあるものの他県等の公設試に比較すれば恵まれた状況にあるといえます。

しかしながら、本県の今後の財政状況を考慮すれば、当センターにおいても可能な限りの財政的自立を目指した経営が必要であり、このためには「地独」であることのメリットを最大限に生かしながら、当センターの存在意義と価値が広く中小企業、大企業を問わず認知され、経営のパートナーとして厚い信頼のもとにご利用されるようセンターの「ブランド化」を進めなければならないと思っています。

このため、当センターは様々な業務を通じて県内の中小企業の技術レベルと企業ニーズを最も把握している機関であることを強みとして、基本的なサービス業務の質的な向上を図りつつ、更に以下のような取組みを進めて参りたいと考えています。

ア 本県の産業集積の特性等を踏まえた技術分野ごとの技術ロードマップの作成とその共有及び大学や県・市の産業支援機関等それぞれが有するリソース(=技術シーズ、知財、人材、設備等)を組織の壁を越えて一体となって活用するための仕組みづくり

イ 産学連携における当センターのコーディネート機能の強化(=センター職員・研究員のコーディネータ育成を含め)

ウ 競争的外部資金に関する管理法人業務受託のための体制強化

エ 多様化・高度化する県内企業ニーズに的確に対応するための国や他県等の公設試との広域的な連携を一層推進

当センターはこれらの取組みを通じて本県地域産業のイノベーションに大きく貢献して参りたいと考えています。

原油・原材料価格高騰で緊急要望

全国中央会(会長：佐伯昭雄宮城県中央会会長)は、6月16日、「原油・原材料価格高騰に係る緊急要望」について、甘利明経済産業大臣、福水健文中小企業庁長官をはじめ、政府並びに関係国会議員等に要望を行った。本要望は、原油価格が高騰し、鋼材等の建設資材、穀物・飼料等の原材料も値上がりが続いており、中小企業の景況が悪化していることから、全国中央会が5月26日～29日にかけて、都道府県中央会に対し意見や要望を照会した結果をとりまとめたものである。

原油・原材料価格高騰に係る緊急要望

平成20年6月16日

全国中小企業団体中央会

原油価格が再び高騰し、鋼材等の建設資材、穀物・飼料等の原材料も値上がりが続いており、中小企業の経営はかつてない厳しい状況に追い込まれている。このため、下記の事項の実現を強く要望する。

記

1. 公正な競争環境を整備すること

- (1) 中小企業製品の価格転嫁が円滑に行われるよう、独占禁止法及び下請法の厳格な運用を行うとともに、下請適正取引ガイドラインの周知徹底を図ること
- (2) セーフティネット貸付(原油・原材料高騰対策)の更なる円滑な実施を図ること
- (3) 石油・原材料に係る便乗値上げ、買い占め、売り惜しみが発生しないよう監視を強化すること
- (4) 原材料の確保難による事業休止が絶対に起こらないよう、流通面等への監視を強化すること
- (5) 価格転嫁のための期限を限定した中小企業カルテルの実施を認めること
- (6) 石油・原材料が投機的資金の対象とならないよう国際的な監視・規制を行うとともに、資源国との連携関係の再構築を図ること
- (7) 市場実勢流通価格及び国の原油備蓄、海外の穀物原料の確保状況について積極的な情報提供を行い、市場における不安の払拭に努めること
- (8) 鋼材等の建設資材の高騰等を踏まえて公共事業の予定価格を積算するとともに、最低制限価格制度の見直しを行うこと

2. 分野別・業種別に対策を講じること

- (1) 事業者団体等が行う省エネ・環境対応のための業界指針作り、エコアクション21、共同省エネルギー事業等に対する支援を強化すること
- (2) 運輸業の価格転嫁が円滑に行われるよう、燃料サーチャージ制度の導入を強力に推進すること
- (3) 貨物運送業に、期限付きの運賃の認可制を認めること
- (4) バイオ燃料(生ゴミ、木屑、家畜排泄物等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源)の活用を促進するとともに食糧作物を原料としない第2世代バイオ燃料の研究開発等を支援すること。

これに関連し、6月20日、自民党の原油価格高騰対策プロジェクトチームが緊急対策(案)を作成、これに基づき政府は6月26日に「原油等価格高騰対策の主要項目」を発表し、緊急対策を決定した。次に発表された主要項目について抜粋して紹介する。

原油等価格高騰対策の主要項目

平成 20 年 6 月 26 日

原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議

中小企業対策

セーフティネット保証の対象業種の延長・拡大

政府系金融機関による円滑な資金供給。特に中小公庫及び国民公庫によるセーフティネット貸付の融資限度額の別枠・倍増化、元本返済据置期間の延長を緊急に図る。商工中金も、元本返済据置期間の延長などのセーフティネット貸付強化を図る。

中小企業の金融実態の監視強化、民間金融機関の更なる円滑な資金供給の配慮を要請

下請かけこみ寺のパンフを 100 万部増刷

運輸業

高速道路夜間料金引下げ時間帯の拡大

燃料サーチャージの導入を促進・支援

ハイブリットバス・トラック導入補助

中小トラック運送業者を支援するトラック運送業燃料費高騰対策推進事業検討

建設業

建設資材高騰に対応し、公共工事契約の請負代金額の変更を可能とする単品スライド条項の発動

生活衛生関係営業

クリーニング業における原油等の価格上昇分の転嫁等について利用者に周知

石油販売業

石油販売業者に対する特別信用保証制度、特別利子補給制度による支援を拡大

(国際市場への働きかけ、漁業、農林業、離島対策等は省略した)

平成 20 年度地区別懇談会を開催

組合代表者と中央会との地区別懇談会は、6 月 13 日の二戸地区を皮切りに 7 月上旬までの間に、県内 10 地区を会場に開催し、延べ約 150 名のご出席を得た。

各地区の懇談会には、鈴木会長をはじめ、谷村副会長、阿部副会長、元持副会長、千葉専務理事の本会役員と藤村事務局長他本会職員がそれぞれの地区に分担して出席した。各会場の参加者より数々の意見・要望を聴取させていただき、情報交換をしながら地域及び業界の実情を把握する機会を得た。

本年度も昨年度に続き、県内景気の早期回復、地域・産業・企業規模間の格差の是正、過度の規制緩和による競争激化等や県内中小企業経営の悪化への早期対応についての意見・要望が多く寄せられた。

こうした意見・要望は、整理と検討を加え、9 月 26 日(金)に開催予定の第 34 回中小企業団体岩手県大会の議案としてまとめ、岩手県知事等への要望と本年 11 月 20 日(木)に宮城県仙台市「仙台サンプラザホール」で開催予定の第 60 回全国大会の議案として提出を予定しているほか、本会の支援事業に反映させていく方針である。



本会鈴木会長、岩手県へ緊急要請(地震関連)

本会鈴木会長は、6月23日、岩手・宮城内陸地震に係る緊急要請を、岩手県商工労働観光部の廣田淳部長に対して行った。内容は地震被災者に対する早急な支援措置(緊急融資の実施、観光・宿泊施設等の風評被害への対応)について、岩手県に要請したものである。

要請について当日の対応は次のとおりであった。

1. 県では、地震復旧で総額100億円~200億円規模の補正予算を組む予定。当初予算で60億円を計上していたが、上乘せ分として国の災害復旧事業費補助、起債、交付税で賄う方針。融資についても十分に検討していきたい。
2. 被災地の安全宣言は現段階では出せないが、民間レベルでの風評被害対応については県として協力を惜しまない。インターネットを通じ被災地以外の場所の安全性を強くアピールする(業者・客の両サイドからの情報発信)なども有効ではないか。中央会が主体となって関連団体等と連携して行うなどあれば有り難い。
3. 風評被害対応では、旅行代理店に対するもの、首都圏での会合等での説明等で、火消しに必死になっている状況である。

なお、これとは別に本会では「平成20年度 岩手・宮城内陸地震に伴う風評被害鎮静化への対応について(ご協力をお願い)」の文書を、鈴木会長名で全国中央会及び会員組合に発している(7月8日付け20岩中発第85号)。岩手県内の観光関連業界を中心に風評被害が増加していることや地震の影響の無かった地域も含めほぼ全県にわたって宿泊客等のキャンセルが発生していること等に鑑み、特定の被災地を除き岩手県は安全であることを関係各位を通じて情報発信の協力をお願いするものである。また、本会ホームページに会長名で「岩手・宮城内陸地震に伴う風評被害防止への対応について」を併せて掲載している。

(参考：全国中央会宛ての協力要請文書)

『平成20年岩手・宮城内陸地震』に伴う風評被害鎮静化への対応について

(ご協力をお願い)

平成20年6月14日午前8時43分に発生した『岩手・宮城内陸地震』により、岩手県内の観光関連業界を中心に風評被害が増加しております。

岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合等の調査では、地震発生から既に3万人以上に上る宿泊のキャンセルが生じている状況にあり、本県に及ぼす経済的な打撃は甚大なものとなることが予想されます。

今回の地震により、岩手県全体が被災地となっているというイメージが全国的に広まり、全く影響のなかった県央・県北・沿岸部等、ほぼ全県にわたって宿泊客等のキャンセルが相次いでおります。

今後、このような風評被害を最小限に抑制するためにも、『被災地は特定されており特定地域を除き岩手県は安心・安全』であるという情報発信が不可欠であると存じます。

本会と致しましても、風評被害鎮静化のために、県・市町村及び関係団体との連携協力の下、きめ細かな対応に努めて参る所存であります。

つきましては、これ以上の風評被害の鎮静化のために『被災地は特定されており特定地域を除き岩手県は安心・安全』でありますことを、貴会を通じ会員の皆様へご周知いただきたく、ぜひともご協力いただきますようお願い申し上げます。

岩手県中小企業団体中央会

会長 鈴木 宏延

平成 20 年度中小企業者に関する国等の契約方針決定

国では、官公需の受注を通じて中小企業者の経営基盤強化を図るため、官公需法を制定して受注機会の拡大に向け各種施策を講じている。その根幹をなすのが「平成 20 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」であり、6 月 17 日に閣議決定され、既にホームページ等で公表されている。

これまで閣議決定は毎年 7 月に入ってからの場合が多かったが、中小企業の底上げ戦略等と相まって迅速な対応が図られたものである。

20 年度の契約方針における特筆すべきポイントとしては、次の(1)(2)がある。

- (1) 中小企業者向けの物件・工事・役務の官公需契約目標額が、官公需予算額(8 兆 2,651 億円)の 5.1%(4 兆 2,132 億円)となり、昨年度に引き続き 50%の大台を超えたこと。殊にも、物件・工事・役務のそれぞれの契約目標の割合が 3 つとも 50%を超えたのは今年度が最初である。

ちなみにそれぞれの契約目標は、物件 51.8%(昨年度 51.6%)、工事 50.7%(昨年度 50.5%)、役務 50.6%(昨年度 48.3%)となっている。

- (2) 契約方針の「指名競争契約等における受注機会の増大」の表現に『指名競争契約等における受注機会の増大として、官公需適格組合を含む中小企業者の受注機会を増大...』とあり、前年度来より下線部が加筆され、適格組合制度の周知について特別な配慮がなされている。

中小企業者向け官公需の発注増大を強く要望しているのは、中央会並びにその会員である中小企業組合であり、50%を超える契約目標の設定や官公需適格組合への配慮は大きな成果であり、要望活動の結果であると言える。

さらに 20 年度契約方針に新たに盛り込まれた事項としては

中小企業者と農林漁業者の連携による経営資源を活用した物件等の調達の促進

農商工等連携促進法の施行と併せて、官公需の分野においても、同法に規定する経営資源を活用した物件等の調達を可能な限り促進すること。

価格と品質が総合的に優れた調達の推進

総合評価方式など価格と品質が総合的に優れた調達の推進により、ダンピング受注を防止し、技術力のある中小企業者の受注機会を拡大する。また国は、地方公共団体に対しても同様の取り組みが行われるよう要請する。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた動きを踏まえた計画的な発注の推進

計画的な発注は、中小企業が対応できない緊急の発注を削減し、中小企業の受注機会の増大にも資する。中小企業においても、ワーク・ライフ・バランスへの取り組みは人材確保の観点からも重要であり、取り組みやすくする配慮が必要である。

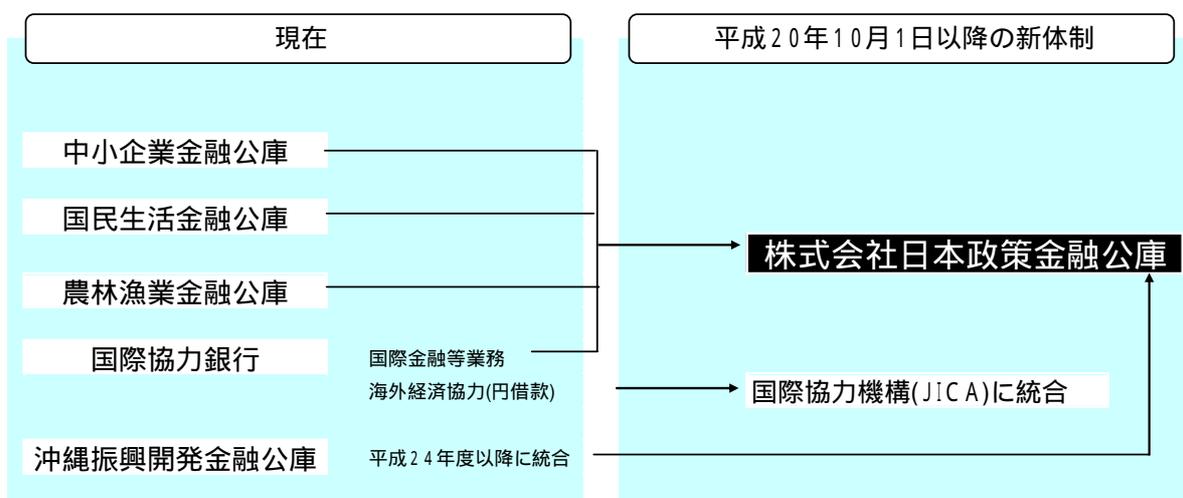
なお、官公需適格組合の活用については、地方自治体における適格組合制度への認識が不足しているという中央会からの強い要請に基づき、契約方針に「国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする」とあり、これに基づき契約方針の決定後、経済産業大臣から各知事宛に要請の文書が発出されている。内容は、官公需法に基づき、各都道府県においても官公需適格組合の活用を含め、中小企業者の受注機会の増大に取り組むこと、各市町村に対しても同様の趣旨を周知することとなっている。また、本会でも官公需問題懇談会等を通じ、今後とも機会を捉えて制度普及に努めていく所存である。

株式会社日本政策金融公庫の概要について

中小公庫を含む政府系金融機関の改革は、経済財政諮問会議等で議論が重ねられ、政策金融の抜本的改革と平成 20 年度からの新体制への移行が閣議決定された。これを受け、平成 18 年 5 月成立の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行政改革推進法)」により、中小公庫・国民公庫・農林公庫・国際協力銀行の 4 機関は、新たな政策金融機関に統合されることとなった。

そして、平成 19 年 5 月、「株式会社日本政策金融公庫法」が成立、本年 10 月 1 日に新公庫に移行することとなる。今回は、株式会社日本政策金融公庫の概要についてお知らせする。

なお、本稿執筆以降に、掲載内容に一部変更が生じる場合があることを予めご了承願いたい。



株式会社日本政策金融公庫の目的

新公庫は、次の(1)～(5)を達成するため、別に目的規定を定めている。

(1)国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための機能

現行各機関の融資業務等をベースに、行政改革推進法により業務限定を行い、新機関の業務を規定する。詳細は次のページで紹介する。

(2)我が国にとって重要な資源の、海外における開発及び取得の促進(詳細は割愛)

(3)我が国産業の国際競争力の維持及び向上を図るための機能(詳細は割愛)

(4)民業補完

部分保証、証券化等の手法を活用し、中小企業者等への民間金融機関による無担保貸付の促進を図る。殊にも、中小企業者向け業務については、中小企業信用保険業務のほか、現行の中小企業金融公庫の行う証券化業務(注1)に、リスク補完契約(CDS)(注2)を活用した証券化支援業務の追加等を行う。

(注1)証券化業務とは、民間金融機関等が中小企業者に貸付を行う際、中小企業金融公庫が貸付債権に部分保証を付した後、信託銀行へ信託し受益権を得、この受益権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は資産担保証券を投資家に発行する一連の流れを言う。金融機関等のリスクを低減させる効果がある。

(注2)リスク補完契約(CDS)とは、金融機関と特別目的会社の間で締結する一種の保険契約であり、金融機関は毎期保険料を特別目的会社に支払う一方、債権の貸倒が一定額を超過した場合、保険金を受け取る仕組みを言う。

(5)危機対応円滑化業務

国内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロ、感染症等の被害に対処するため、指定金融機関が行う特定

資金貸付や手形割引等について、新公庫から信用供与(指定金融機関が特定資金貸付を行う際の必要資金の貸付・リスクの一部補完を行うこと)を受けて実施される業務。

㈱日本政策金融公庫の位置づけ

新公庫は会社法が適用される「株式会社」であるが、政策金融機関としての位置づけはそのまま維持される。つまり、株式会社のガバナンスの仕組みを活用して透明性の高い効率的な事業運営を行うことになる。新公庫の株式は、政府が全てを常時保有すると定められており、いわゆる新公庫を民営化するというのではない。公共性の高い政策金融を担うという性格は、新公庫になっても変わりはない。新公庫は予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施等、国の監督の下に運営される規定となっている。

㈱日本政策金融公庫法の中小企業者の範囲(法第2条で規定)

	会 社		個 人
	資本金	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
製造業その他の業種	3億円以下	並びに 300人以下	300人以下
卸売業	1億円以下	並びに 100人以下	100人以下
小売業	5千万円以下	並びに 50人以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	並びに 100人以下	100人以下

中小企業等協同組合・農業協同組合・消費生活協同組合等は規模に関わらず中小企業者の範囲に含む。

㈱日本政策金融公庫の貸付業務等の内容

新公庫が行う業務については、現行の各機関の融資等の業務をベースとし、行政改革推進法において業務の限定・絞り込みを行い、新公庫の業務を規定することとなっている。それぞれの機関の現行の融資等業務については以下のとおり扱われる。

なお、以下の貸付等については、今後の動向により変更する場合もあることをご承知おき願いたい。

(1) 国民生活金融公庫

現行の「事業資金融資」(小企業への小口融資、経営改善貸付(マル経)、一般貸付、新企業育成貸付等の特別貸付、生活衛生貸付、生活衛生改善貸付等々)については、新公庫に承継される。

現行の「教育資金融資」については、貸付対象の範囲を縮小して承継される。具体には、これまでの教育貸付が「世帯年間収入990万円(事業所得者なら770万円)」を「上限」としていたものに対し、10月以降は「子供の人数に応じた」上限が設定される。例えば子供が1人なら「世帯年間収入790万円(事業所得者なら590万円)」を上限に、また子供が2人なら「世帯年間収入890万円(事業所得者なら680万円)」を上限とする(詳細は国民生活金融公庫まで)。

現行の「恩給や共済年金等を担保とする融資」については、新公庫に承継される。

(2) 中小企業金融公庫

現行の「一般貸付」(事業に必要な設備資金、長期運転資金で幅広い用途で利用できる貸付)については、廃止され(注1)承継されない。

現行の特別貸付(新企業育成資金、再チャレンジ支援融資、企業活力強化資金、地域活性化・雇用促進資金、経営環境変化対応資金、事業再生支援資金等々で、中小企業に関する重要な施策の目的に従い行われる政策的融資)については、新公庫に承継される。

(注1) 廃止とは、10月1日以降に新規貸し付けを行わないということで、既往貸付について10月以降も返済期間を有するものは、当然に返済を要する。

(3) 農林漁業金融公庫

現行の「農業融資」「林業融資」「漁業融資」「ベンチャー融資」「セーフティネット融資」「海外展開支援融資」については、新公庫に承継される。

現行の「食品産業貸付」は、「中小企業者に対する償還期間10年を超える」資金貸付のみとなる。食品産業貸付資金で承継される資金は、次の9貸付である(食品産業品質管理高度化促進資金、特定農産品加工資金、食品安定供給施設整備資金、乳業施設資金、水産加工資金、中山間地域活性化資金、新規用途事業投資資金、塩業資金。

なお、卸売市場・生製提携・生販提携の3資金は統合され、新たに「食品流通改善資金」に)。

(4) 国際協力銀行の業務については省略

新公庫への移行に伴い、現在取引中の借入はどうか

既往借入分は、10月にそのまま新公庫に継承される。新公庫への移行により、金利や返済条件等の契約内容は変更されない。なお、返済に預金口座振替を行っている場合、引落とし名義人が従来の名義から「株式会社日本政策金融公庫」に変更となる。この場合も借り手の手続きは不要である。

新公庫への移行に伴い、店舗統合等がなされるのか

現時点では10月の発足に向け、利用者へのサービス向上が図られるよう準備を進めている段階にある。

なお、本県では店舗統合の動きはなく、それぞれが既存店舗を継続して使用する方向である。

第13回岩手県中小企業組合士会通常総会開催

7月14日、盛岡市「ホテル東日本」にて、岩手県中小企業組合士会(会員59人)第13回通常総会が開催され、提出議案すべてが原案通り可決承認された。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、下記の理事6名、監事2名が選出された。

今年度は、組合士制度の普及促進に努めるとともに、組合士の地位向上と身分の安定を図る目的に、会員相互の連携促進を計画に盛り込み活動していくこととした。

加えて、今年度は第25回東北・北海道ブロック中小企業組合士協議会研修交流会の開催幹事県として、他県組合士会会員の相互研鑽による資質の向上並びに情報交換・交流の場として開催することとした。

総会終了後、会員を対象として組合士交流会を開催。「組合事務局の強化の必要性」をテーマに、平野祐康氏(岩手県火災共済協同組合 理事長)にご講演をいただいた。

なお、6月13日に東京都で開催された全国中小企業組合士協会連合会通常総会において、泉田十太郎氏(けせんプレカット事業協同組合 専務理事)が優良組合士表彰を受賞、吉田勝弘氏(協同組合盛岡手づくり村 理事長)に感謝状が授与され、総会において伝達が行われた。

役員改選結果

会長：似内	裕司(花巻機械金属工業団地協同組合)
副会長：荒木	健彦(協同組合南三陸ショッピングセンター)
	熊本 文義(協同組合日専連久慈)
理事：杉山	昇(協同組合盛岡南ショッピングセンター)
	千葉 文子(岩手県南生コン業協同組合)
	猪越 文子(協同組合矢巾商業開発)
監事：三浦	恵子(協同組合盛岡手づくり村)
	佐々木 万里子

鈴木会長の県勢功労者受賞祝賀会開催

今年度の県勢功労者に選ばれた本会鈴木会長の受賞祝賀会が、7月17日(木)ホテルメトロポリタン盛岡本館にて開催された。

このたびの受賞は、鈴木会長がこれまで岩手県中小企業団体中央会会長として、企業の経営安定化と経営体質改善に注力し、中小企業の振興に寄与した他、県酒造協同組合理事長として酒造技術の向上、流通機構の近代化を推進した功績に対し授与された。

祝賀会では、廣田淳岩手県商工労働観光部部長、菅三郎中央会顧問よりお祝いの言葉を頂き、その後記念品贈呈のあと、鈴木会長より謝辞が述べられた。

次に、酒井俊巳岩手県工業技術センター理事長の乾杯のご発声により祝宴がスタート。祝宴は、終始和やかで賑やかな雰囲気が進み、和田晴朗商工中金盛岡支店長の中締めにより、宴たけなわのうちに閉会した。



謝辞を述べる鈴木会長

第31回岩手県中小企業青年中央会通常総会開催

7月9日、盛岡市「ホテル東日本」にて、岩手県中小企業青年中央会の第31回通常総会が開催された。41名が出席。平成19年度収支決算、平成20年度収支予算、平成20年度会費について可決承認された。

また、総会終了後に新連携等創出企業連携フォーラムを開催し、「企業連携による新事業開発の考え方 ~ Field Alliance というビジネスモデル ~」と題し、システム・インテグレーション株式会社代表取締役社長 多喜義彦氏が講演。

自身の体験談を交え、新しいビジネスモデルの構築、企業連携のあり方について、お話いただき出席者は大いに刺激を受けた。フォーラム終了後には、交流懇親会を開催。情報交換等を行い、交流の輪を広げた。



講師の多喜 義彦氏



改正組合法と組合会計基準について

今回は、組合法改正に伴う中小企業等協同組合会計基準の改定について、主だった部分を紹介する。

1. 財産目録の改定

中小企業等協同組合法施行規則第 129 条第 1 項に、「資産については～会計帳簿にその取得価額を付さなければならない」と記載がある。これまで資産や負債の評価額は、取得時の価格で計上する「取得原価主義」会計であった。よって組合会計も、取得原価基準で作成することとなっている。

一方、企業会計原則は近年、国際会計基準を参考に大幅な改定がなされており、資産・負債の時価を貸借対照表に反映させる「時価会計」が適用されることになった。この国際会計基準は、非営利事業を展開する協同組合等の会計にも適用範囲が広がった。

また、最高裁判所の判例(最一小判昭 44・12・11 民集二三・一二・二四四七)によると、組合脱退者の持分払戻には、組合の事業の継続を前提とし、なるべく有利にこれを一括譲渡する場合の価格、すなわち時価により評価した組合財産によって算定する、とされている。

「取得原価主義」による会計は、未実現利益を排除できる長所がある一方、物価の変動が及ぼす様々な影響を的確に反映できず、よって「含み益・含み損」が発生することから、貸借対照表の資産価格と実態とが乖離する結果を招いてしまうという問題が指摘されていた。

そこで、施行規則第 129 項第 1 項第 1 号において「時価が著しく低い資産で回復すると認められないものは評価減する」、また同第 3 項第 2 号で「減損が生じた資産・減損を認識すべき資産は、相当の減額をする」とあるとおり、時価による再評価の方法もしくは減損損失による処理を採用できることが規定された。

財産目録には、最高裁判決の処分換価価格による正味資産の金額(即ち、時価による正味資産額)は表示されないため、脱退者への持分払戻額の算定基礎となる時価評価での正味資産額は、財産目録の欄外に「注記」で記載することとしている。

2. 組合所有土地の評価額が減額した場合の処理

組合所有土地の、時価による評価額が帳簿価格を下回る場合は、次のいずれかの方法で処理する。

(1) 減損会計を適用

「減損会計」とは、事業用の土地・建物、特許権等の有形・無形の固定資産の時価が帳簿価格を下回った場合、時価まで減損処理をする会計をいう。収益性が当初予想より低下し、投資額の回収が見込めない場合等に、一定の条件で帳簿価格を回収可能な額(時価)まで減額する手法である。なお税務上、減損損失が否認される場合もあるので、税務署に問い合わせる等に留意する。

(2) 取得原価基準により作成された財産目録の欄外の注記に、時価評価の正味資産額を記載する。 脱退者の持分払戻には、時価評価した正味資産額に基づき持分額を算定する。

昨今は、土地の時価が取得価格より減額しているケースが殆どであり、そういった場合の処理方法としては上記(1)(2)のどちらかになるだろうが、(1)の減損会計については税務上、固定資産について評価損による損金算入ができるケースは、災害等による損傷など一定の場合に限定されている。よってこういった減損処理ではなく、(2)のような時価評価に基づく正味資産の再評価の手法をとる場合が多いと思われる。土地の再評価の仕方について、中協法では決まりはないが、一定の方法で再評価した旨を注記に記載しておく必要がある。一般的な土地評価の計算方法としては次の方法がある。

固定資産税評価倍率方式を基にした計算 直近の路線価及び基準地価を参考にした計算
直近の路線価及び基準地価に合理的な調整をした方法 不動産鑑定士による鑑定計算 等

-平成 20 年岩手・宮城内陸地震に係る被災中小企業者対策について-

6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震について、経済産業省で岩手県及び宮城県での災害救助法の適用を踏まえ、被災中小企業者対策として以下の措置を講ずることとした。

1. 特別相談窓口の設置

岩手県及び宮城県の政府系中小企業金融機関(中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫)、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業基盤整備機構東北支部及び東北経済産業局に特別相談窓口を設置。

2. 災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象に、岩手県及び宮城県の政府系中小企業金融機関が運転資金又は設備資金を一般貸付とは別枠で融資を行う災害復旧貸付を適用。

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

岩手県及び宮城県の政府系中小企業金融機関及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。

4. 小規模企業共済災害時即日貸付の適用

今般の災害により被害を受けた岩手県及び宮城県の小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時即日貸付を適用。

【災害普及貸付の概要】

【対象者】

災害により被害を被った中小企業者

【金利】

中小企業金融公庫 基準金利(2.45% H20.6.16現在)
国民生活金融公庫 基準金利(2.65% H20.6.16現在)
商工組合中央金庫 所定の利率(2.45% H20.6.16現在)

【貸付限度額】

別枠で
中小企業金融公庫 1億5000万円
国民生活金融公庫 3000万円
商工組合中央金庫 必要に応じ一般枠を超える額

【貸付期間】

中小企業金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内(据置2年以内)
国民生活金融公庫 設備資金、運転資金とも10年以内(据置2年以内)
商工組合中央金庫 設備資金 20年以内(据置3年以内)
運転資金 10年以内(据置3年以内)

【担保特例】

中小企業金融公庫
・1億2000万円を上限として貸付額の75%まで担保免除特例あり。(担保免除部分について、金利上乗せなし。)
・一定の条件を満たす場合、8000万円を上限として、無担保特例あり。(無担保部分について、金利上乗せあり。)
・激甚災害等の場合は、さらに3000万円を上限として、無担保特例あり。(金利上乗せなし。)
国民生活金融公庫
・直接貸付、代理貸付とも、弾力的に取扱う
商工組合中央金庫
・8000万円を上限として、貸付額の50%(激甚災害等の場合は75%、また激甚災害等で特に被害の著し

いは貸付額の75%又は3000万円のいずれが多い金額)まで担保免除特例あり。

【小規模企業共済災害時貸付の概要】

【対象者】

小規模企業共済制度へ加入後、貸付資格判定時(4月末日及び10月末日)までに、12ヶ月以上の掛金を納付している共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所(共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所。以下同じ。)を有し、かつ、当該災害の影響により次の(1)又は(2)の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- (1)被災区域内にある事業所又は主要な資産(共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社等の事業所又は主要な資産。以下同じ。)について全壊、流出、半壊、床上浸水その他これに準じる損害を受けていること。
- (2)当該災害の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高(共済契約者が会社等の役員であるときは、その会社の売上高。以下同じ。)前年同月に比して減少することが見込まれること。

【貸付条件】

- (1)貸付限度額:原則として掛金総額に掛金納付月数に応じて7~9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1000万円のいずれか少ない額。
- (2)貸付利率:年0.9%(H20.6.16現在)
- (3)貸付期間:貸付金額500万円以下 36ヶ月
505万円以上 60ヶ月
- (4)償還方法:6ヵ月ごとの元金均等割賦償還
- (5)担保、保証人:不要
- (6)借入窓口:商工組合中央金庫本・支店

【その他】

罹災証明書が整っていれば、原則、即日融資が可能。

～ 先進組合事例のご紹介～

全国中央会が、毎年共同事業等に先進的に取り組んでいる組合事例を収集し、発行している「先進組合事例抄録」から、毎月本誌面で全国の組合を紹介していきます。

ドライウッド上越協同組合

所在地	〒949-1601 新潟県上越市名立区名立小泊 102-17			設立	平成 10 年 8 月
出資金	12,000 千円	電話番号	025-537-2445	F A X	025-537-2445
地区	上越市、新井市、中頸城郡柿崎町及び西頸城郡名立町	主な業種	製材業、木製品製造業	組織形態	同業種同志型組合
組合員数	6 人	専従理事	なし	組合従業員	なし
URL	http://park18.wakwak.com/~drywood				

「根曲がり材など豪雪地の林産材の課題解消」「乾燥コストの削減」「クリーンエネルギーの有効活用」と三拍子揃った先進事例。不燃材の全国放映により受注急増中。

背景と目的

蓄積量が年々増加している地域国産材を有効活用し、住宅性能に対する需要者のニーズにマッチした高品質の製品を生産し、低コストで供給することが、木材、製材業の再生と活性化に必須である。このコンセプトを基礎に、当該地域の製材業、木材製品製造業者が集結し、平成 10 年 8 月に組合を設立。同時に、「遠赤外線燻煙乾燥処理」による共同事業に取り組んだ。その後、平成 15 年に更なる高付加価値化を目指し、難不燃材生産事業に着手。現在は、国土交通省の認可を得て、販売促進活動を実施している。

事業・活動の内容

自然乾燥法は、長期間を要することから、多くの素材を在庫することとなり、コストアップにつながる。また、従来の「燻煙熱処理装置」による乾燥では、ひびなどによる歩留まり率や品質の低下をきたす。当組合の「遠赤外線燻煙熱処理」は、赤外線放射率を高めて短い時間で乾燥でき、コスト削減、品質向上が可能となる。また、樹木組織の仮導管にある閉鎖壁孔壁を破壊することにより、薬剤浸透性を大幅に改善できる。難燃、不燃材の浸透が容易になることから、更なる高付加価値を狙った難不燃材生産事業を開始した。現在、防火性能試験に合格し、国土交通省の不燃及び準不燃材料認定、不燃外装材、防火構造(耐力壁)認定を取得している。

成果

設立時、組合が掲げた目標は次のように達成している。 森林資源の有効利用：丸太乾燥による根曲がり材の利用増加、 木質燃料による乾燥(省エネ)：木屑廃材による乾燥システムの稼働、 品確法適合材の供給：国土交通省の認可取得、 安全で健康な木造住宅：不燃外装材を利用したリフォーム施行。乾燥梁材を使用した建物施行。

一方組合員企業は、次の成果を得ている。 業界における組合員企業の信用力向上、 乾燥技術委員会で検討している品質管理に関する特性要因図などの手法を組合員企業で活用した品質の向上、 組合で実施している現品単品管理を組合員企業で活用した歩留まり率の向上、 共同乾燥によるコストの削減。

コスト削減、収益向上については、次期以降の組合事業拡大による大幅な増加が期待されている。

岩手県中小企業団体中央会

第 34 回中小企業団体岩手県大会のご案内

日 取：平成 20 年 9 月 26 日(金) 午後 2 時～

場 所：ホテル東日本

盛岡市大通 3 丁目 3 番 18 号 TEL：019-625-2131

「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律成立」

近年、高齢者等に対し、個別の契約ごとに与信を行う個別クレジットを利用した訪問販売などによる被害が深刻化している。中でも、執拗な勧誘を断りきれないまま、大量の購入契約を結ばされる事例や、これらの悪質な勧誘販売行為を助長するクレジット会社の不適正与信あるいは過剰与信の事例が目立っている。また、インターネット通信販売などの新しい分野においては、返品をめぐるトラブルや、不当請求の手段となる迷惑広告メールの問題、クレジットカード情報の漏えいなど、多くの消費者被害が発生している。

こうした状況に対処するため、規制の抜け穴の解消、訪問販売規制、クレジット規制、インターネット取引等の規制の強化などを内容とする「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」が、平成20年3月7日閣議決定し、第169回通常国会に提出され、6月11日までに衆参両院において、原案通り可決成立した。

【特定商取引法の改正事項の概要について】

(1)再勧誘の禁止

- ・訪問販売業者が、相手方に加入を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。
- ・訪問販売業者に、契約を締結しない旨の意思を示した者に対して、当該契約の勧誘をすることを禁止する。

(2)過量販売の解除等(通常必要とされる分量を著しく超える契約の解除など)

- ・正当な理由無く、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品販売契約等の締結を勧誘することを行政処分の対象とする。
- ・日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品販売契約等については、消費者にその契約を結ぶ特別の事情が無ければ、契約後1年間は消費者による契約の解除等を可能とする。

(3)訪問販売協会の自主的な取組みの促進

- ・特定商取引法に基づき業務停止命令を受けた者の加入を拒否することなどを、協会の定款に定めることとする。
- ・特定商取引方によって売買契約が解除された場合に、協会会員が返金しない場合に、一定金額の金銭を交付して、消費者の被害を救済する。

(4)迷惑広告メールの送信の禁止

- ・消費者からの請求又は承諾を得ずに電子メール広告を送信することを禁止する。

(5)返品ルールの明確化

- ・返品に関する特約の表示がなかった場合、商品を受け取った日から8日間は、消費者による契約の解除を可能とする。

(6)指定商品・指定役務制の廃止

- ・訪問販売、電話勧誘販売、通信販売については、原則すべての商品・役務を取り扱う販売を規制対象とする。
- ・他方例で消費者保護が図られているもの、クーリング・オフ等一部の規定がなじまないもの等については適用除外とする。

(7)消費者契約法等の改正による消費者団体訴訟制度の導入について

- ・適格消費者団体は、訪問販売や通信販売等における不

当な勧誘行為や、不当な特約の締結について差止請求(それらの行為の差止めや予防に必要な措置を取ること等の請求をできるようにする。)

【割賦販売法の改正事項の概要について】

(1)個別クレジットにおける不適正与信の排除

- ・個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、立入検査、改善命令など、行政による監督規定を導入する。
- ・訪問販売等を行う加盟店の勧誘販売行為について調査することを義務付け、不適正な勧誘があれば消費者への与信を禁止する。
- ・訪問販売業者等が虚偽説明等による勧誘や過量販売を行った場合に、個別クレジット契約も解約し、既に支払ったお金の返還も請求可能とする。
- ・訪問販売等に係る個別クレジット契約のクーリング・オフを導入する。

(2)過剰与信防止のための措置

- ・クレジット業者に対し、消費者の支払い能力を超える過剰な与信を禁止する。
- ・支払い能力調査として、信用情報機関の利用及び同期間への与信情報の登録等を義務付ける。

(3)クレジットカード情報の保護強化

- ・クレジット業者に対し、カード情報の保護のために必要かつ適切な措置を講じることを義務付けるとともに、過番号等の不正提供・不正取得をした者等を刑事罰の対象とする。

(4)法律の適用対象の拡大

- ・割賦の定義を見直し、現行の2ヶ月以上、かつ3回以上の分割払いのクレジット契約に加えて、2ヶ月以上後の1回払い、2回払いも規制対象とする。

詳細につきましては、経済産業省ホームページ又は東北経済産業局消費経済課(022-263-1111)までお問い合わせ下さい。

経済産業省ホームページ

<http://www.no-trouble.jp/houkaisei/tokusyo.htm>

「下請ガイドライン説明会」開催のご案内

昨今の原油・原材料の価格上昇等の影響により、親事業者による下請事業者に対する買いたたきの増加が報じられるなど、中小事業者の取引環境が厳しくなっている中、平成 19 年度に政府において策定された「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」(以下「下請ガイドライン」という。)を普及啓発するため、本会では全国中央会より下請ガイドライン説明会開催事業を受託し、開催を希望する組合等を対象に「下請ガイドライン説明会」を、**無料**で開催いたします。

「下請ガイドライン」とは？

「下請ガイドライン」は、親事業者(元請負人/荷主)、下請事業者(下請負人/下請)双方にとって利益のある関係構築等を目的とし、問題事例や望ましい取引実例(ベストプラクティス)など、下請適正取引のあり方等を具体的に示すもの。現在 10 業種(『素形材』『自動車』『産業機械・航空機等』『繊維』『情報通信機器』『情報サービス・ソフトウェア産業』『広告』『建設』『トラック運送』『建材・住宅設備』)が策定されている。『食品』関係等の 10 業種以外のガイドラインについても、平成 20 年度以降順次策定される予定。

説明会開催イメージ

対 象 者：「下請ガイドライン」10 業種関連中小事業者

実 施 主 体：岩手県中央会

実 施 期 間：平成 21 年 1 月末まで

説 明 内 容：業種別ガイドラインの概要説明、フリーディスカッション等
(所要時間；約 2 時間)

説 明 者：下請かけこみ寺本部登録講師

開 催 形 式：単独開催のほか、組合理事会などの他行事との抱き合わせ開催も可

最少催行人数：10 名程度

参 加 料：無料

本件に関するお問い合わせにつきましては本会統括指導センターまでお願いいたします。

「下請かけこみ寺」移動相談所開設のお知らせ

「下請かけこみ寺」に移動相談所が開設されます。移動相談所の開設の日程は以下のとおり。

会 場	開 催 日	時 間	場 所
宮古会場	8 月 26 日(火)	13:00 ~ 15:00	宮古地方振興局 1 階 第一会議室
釜石会場	8 月 27 日(水)	13:00 ~ 15:00	(財)釜石・大槌地域産業育成センター
大船渡会場	8 月 28 日(木)	13:00 ~ 15:00	大船渡商工会議所
二戸会場	8 月 6 日(水) 9 月 3 日(水)	10:00 ~ 15:00	二戸広域観光物産センターなにやーと 3 階
久慈会場	9 月 4 日(木)	10:00 ~ 15:00	久慈商工会議所

下請かけこみ寺相談窓口 TEL : 019-631-3822〔受付時間 9:00 ~ 17:00〕
(財)いわて産業振興センター内(盛岡市飯岡新田 3-35-2)
E-mail : johoh@johoh-iwate.or.jp 担当：伊藤、渡辺

【岩手県からのお知らせ】

いわて公共サービス・マッチングシステムの紹介 ～企業の地域貢献活動を支援～

岩手県ではこの度、県と民間企業との連携について、企業の地域貢献活動を支援し、より包括的な連携による県民サービスの向上を図るため、「いわて公共サービス・マッチングシステム」を構築し、6月3日(火)より稼働した。

これまでも災害支援や環境活動など様々な官民連携が図られてきたが、各部局が個別に企業に情報提供や募集を行っている状況であり、また企業側では県のどこに相談すれば良いか分かりにくい、という課題があった。

今回整備されたシステムには次の特徴がある。

- ・ 県のホームページに公共サービス連携の専用ページを開設
- ・ 県が民間企業との連携を目指す事業等のメニューをあらかじめ一覧表示
- ・ 民間企業からの新規連携事業等の提案を受け付け
- ・ 民間企業からの新規連携事業等の提案に関する相談・受付の窓口を一本化(総合政策部内)

期待される効果としては次のような取り組みがある。

- ・ 民間の地産地消の取り組みを通じ、安全・安心な岩手の食材販売、県産品の消費拡大をマッチングする
 - ・ 間伐や植林等の森林づくり活動などの分野に、県のネットワークを活用した、民-民のマッチングする
 - ・ 文化遺産登録等に向けた民間の支援意欲と県の広報宣伝をマッチングするなどの官民連携
- 「いわて公共サービス・マッチングシステム」のホームページアドレスは次のとおり。

<http://www.pref.iwate.jp/~matching/>

お問い合わせ先：岩手県総合政策部経営評価課行政経営担当 電話 019-629-5186 FAX019-629-5514

E-mail : FA0041@pref.iwate.jp

企業組合サミット 2008 の開催についてのご案内

1. 開催日時

平成20年8月20日(水) 午後1時～午後5時(懇親会 午後5時20分～午後7時)

ANA インターコンチネンタルホテル東京「プロミネンス」 東京都港区赤坂 1-12-33 TEL : 03-3505-1111(代表)

2. 参加費

無料(懇親会にご参加の方は、別途「懇親会費」を所定の口座にお振込み下さいますようお願い申し上げます。)

3. カリキュラム(予定)

記念講演 「日本経済の現状と中小企業組合の今後の進展」	獨協大学教授・経済アナリスト 森永 卓郎 氏
特別講演 「企業組合の今日的意義と役割」	明示大学政治経済学部 教授 森下 正 氏
事例発表・パネルディスカッション 「テーマ：企業組合の明日を探る ～地域に貢献する企業組合の現状と今後の展望～」	(事例発表・パネリスト) 法多山名物だんご企業組合 理事長 山本 秀樹 氏 武芸川特産品開発企業組合 理事長 杉山 ミサ子 氏 企業組合オフィス21 代表理事 高橋 由紀 氏 企業組合オフィスケイ 代表理事 栗屋 しのぶ 氏 (進行) 全国中央会連携支援部長 大竹 和正

4. 参加申込

全国中央会ホームページ(URL : <http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/20080820summit.html>)より「参加申込書」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、申込書記載のFAX番号までお送りいただきますようお願い致します。

- 小企業者組合研究集会のご案内 -

平成20年度小企業者組織化指導事業

本会では、小企業者組合を対象として、組織強化、運営の向上、事業の発展向上および組合員の経営の近代化等を目的として行う組合研究集会の開催に要する経費を助成する標記事業を実施しております。

開催例：「経営コンサルタントを講師とする経営セミナー」
 「税理士等を講師とする簿記会計講習会」
 「専門技術者を講師とする技術研修会」 等
 （昨年度開催内容）

「発掘調査に係る最近の新技术」
 「少子高齢化社会における地域医療とコミュニティ形成」
 「高齢者に有効なカイロ療法(リハビリテーションへの応用)」

対象経費：講師謝金、講師旅費、会場借料、資料費、通信運搬費、消耗品費

補助額：上記対象経費の合計が

105,000 円以上の場合は 73,500 円

105,000 円未満の場合は実際に要した額の 3 分の 2

小企業者組合とは、原則として組合員の 4 分の 3 以上が、常時使用する従業員の数が 5 人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については 2 人)以下の会社および個人事業者で構成されている事業協同組合・企業組合等です。

本事業のご活用を希望される際には、本会統括指導センターまでご連絡ください。なお、実施希望者が多数の場合は、本会にて調整させていただきますことを申し添えます。

～改正組合法 Q & A～

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q、3 月末決算の組合ですが、監事の監査報告の通知期限(4 週間経過日まで)により、決算関係書類の作成に十分な時間がとれず、よって通常総会の 5 月末までの開催が難しい場合、何か方法はありますか。

A、この件に関しては、対応方法が二つあります。

一つは、4 週間を下回る日で監事が理事に監査報告をすることです。但し、あくまで監事の自主的な判断で 4 週間を下回る監査期間とする、ということです。これにより、以降の手続きは前倒しで進めることが出来ます。

もう一つは、定款の変更を行い、事業年度終了後 3 ヶ月以内に通常総会を開催する、という規定にすることです。この場合、税務申告の問題が出てきます。

組合の通常総会は、毎事業年度 1 回招集しなければなりません(中協法第 46 条)が、組合法の規定では 2 ヶ月以内に招集を求めています。各組合の定款規定に従って行われているのが実状です。

一方、法人税法では、事業年度終了日の翌日から 2 ヶ月以内に確定申告書を提出することになっていますが、申請により提出期限を 1 ヶ月間延長することができます(法人税法第 75 条の 2)。

ただし、提出期限が延長されると、本来の提出期限から延長された期限までの法人税の未納期間分の利子税が課されることとなります(利子税については、本来の提出期限までに法人税相当額を納付することで負担を回避できます)。また、地方税である法人事業税も、法人税と同様に延長の手続きをとることができます(地方税法第 72 条の 25 第 3 項)。

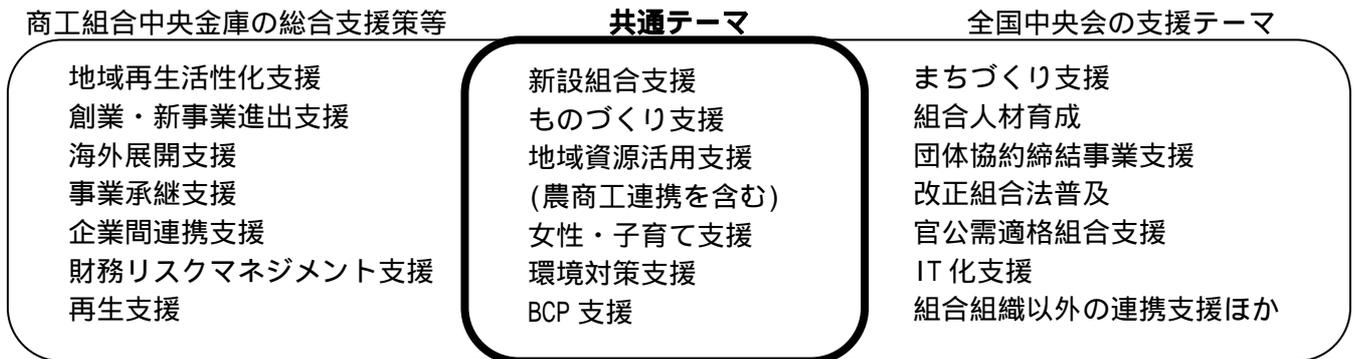
なお、消費税については納付期限の延長措置はありませんので、ご注意下さい(消費税法第 45 条)。

- 中央会推薦貸付制度について -

1. 趣旨

中小企業団体中央会・組合地位の向上並びに商工組合中央金庫の基盤拡充の観点から、中央会が支援するテーマに取り組んでいるところに対して、中央会から推薦を得ることにより、金利優遇を行う融資制度を設けるもの。

2. テーマ



3. 概要

【貸付対象者】

上記の共通支援対象テーマ又は中央会と商工組合中央金庫で別途設定したテーマに取り組む組合・組合員で、中央会から推薦された者。

【資金用途】

設備資金、運転資金

【貸付限度】

100 百万円(貸付金額は商工組合中央金庫所定の審査による。)

【貸付利率】

商工組合中央金庫所定の貸出利率 -0.3%(固定金利)

ただし、貸出期間 5 年超については、長期プライムレートを下限とする。

【貸付期間】

商工組合中央金庫所定の審査による。

【担保】

商工組合中央金庫所定の審査の結果、必要となる場合がある。

【保証人】

組合への融資の場合 原則、組合役員

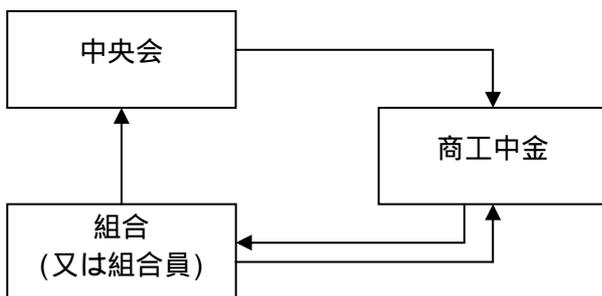
組合員への融資の場合 原則、代表者 1 名

【期限前返済】

可能。ただし、商工組合中央金庫所定の手数料が発生する場合がある。

() 審査の結果利用できない場合もある。

4. 利用の流れ



利用を希望する組合及び組合員は、中央会へ推薦を依頼。()
 中央会は対象要件を審査した後、推薦状を発行。()
 推薦状受領後、商工中金から組合・組合員へ商品説明を実施。()
 組合(又は組合員)から必要書類の提出を受けて貸出審査を実施。組合(又は組合員)に審査結果を伝える。()



景況感は弱含みの動き続く(平成20年5月)

全体の概要

5月は、一層顕著になっている原油価格及び穀物相場の高騰や鋼材の値上り等の原材料価格の上昇の影響によるコスト増により、十分な価格改定も行えず収益を圧迫している。

また売上は、物価の上昇等により購買意欲が低下、個人消費の落ち込みも加わり低迷している。一部に資金繰り悪化を危惧する情報が寄せられ、県内中小企業の景況は厳しさを増している。

主な業界及び地域組合等の動向

パン製造業

小麦の高騰、バター・ミルクの値上り、石油価格の上昇など不安の種は尽きない。学給部門は今後の材料価格の高騰、輸送費高などを心配。納入業者が値上り分を抱え込むことになる。

めん類製造業

飲食店では、醤油、油、野菜等の急激な価格上昇によりかなりのダメージ。製麺所としては出来る限り現状維持で頑張るが、配送のガソリン代はかなりの痛手。

一般製材業

住宅着工数の減少による木材製品需要が回復しない中で、石油等価格の高騰により経費が増加、経営収支を大きく圧迫。

木材チップ製造業

他県の製紙会社、県内の合板工場等の競合があり、価格の高騰、原木の入荷難が顕著になってきている。

金属製品製造業

鋼材及び副資材の高騰により仕事量の減少、鋼材の入手難による工期の遅れなどにより経営難。

一般機器製造業(花巻市)

引き続き、材料や購入部品の値上りで収益を圧迫、さらにガソリン価格の高騰で追い討ちを掛けられる。

家庭用機械器具小売業

地上デジタル局の開局に伴い、薄型テレビの売上は伸長しているが、価格ダウンのため金額ベースでは苦戦。

野菜・果物小売業

市場の取扱量は伸び止まり。ガソリンの値上げは配達費のコストアップを招き、総じて収益、業況を圧迫。

自転車小売業

燃料高騰による自転車利用者の増加を期待したい。

鮮魚小売業

沿岸部も寒暖の差が激しく小売業の仕入の仕方に工夫が必要。夏漁に期待をよせている。

商店街(盛岡市)

小売業の売上はこれまでになく厳しい。原油高騰の影響により、消費抑制が強まり買回り品の業態は不振から脱することが出来ず、不安を一層強める。

旅館業

今年のGWは物価高やガソリン値上げによる影響も出たのか、「安・近・短」傾向で、宿泊客は伸びなかった。

板金工業業

素材が著しく高騰している中で、さらに工事物件が少なく、原価すれすれの工事をしている状況にあり業界全体の利益率低迷。

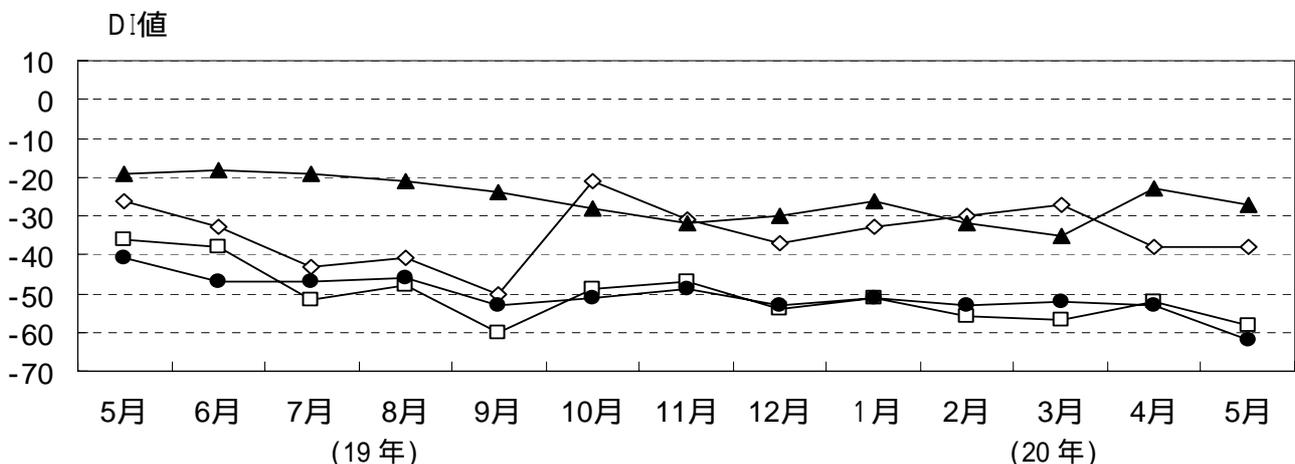
土木工業業

資材の高騰、特に鉄鋼資材は天井知らずの状況。

倉庫業

各メーカーとも製造コストアップの対策として、総コストを抑える施策を実施。その影響で保管期間や品種等が減少気味である。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ(H19年5月~H20年5月)



《 ...売上 ...収益 ...資金繰り ...景況》

【会 員 動 向】

<p>花巻市上下水道協同組合</p>	<p>上水道応急復旧で市と協定</p> <p>花巻市上下水道協同組合(佐藤幸雄 理事長)が花巻市と地震などの自然災害によって上水道施設が被災した場合の迅速なライフライン復旧を目的とした、上水道の応急復旧対策に関する協定を締結した。 協定内容は、災害時に市が管理する上水道施設が被災した場合に、市の要請を受けた同組合員などで組織する市水道防災協力団が、配管の漏水点検などの情報収集をはじめ、復旧に必要な重機や資機材の提供、応急復旧工事の着手などを実施。</p>	<p>6/20</p>
<p>北上山地家具製作協同組合</p>	<p>地域資源活用販路開拓等支援事業に採択</p> <p>北上山地家具製作協同組合(千葉和夫 理事長)が地域資源活用販路開拓等支援事業に採択された。事業概要については以下のとおり。 【民芸家具製作技術とケヤキ材、南部鉄器及び漆を活用した新たなデザイン家具の施策及び販路開拓事業】 活用する地域資源：民芸家具 新たなデザイン家具をケヤキ無垢材、南部鉄器、浄法寺漆などの岩手県の特産品とそれに用いられる技術を生かして創作し、展示会にてPR。合わせて創作した家具の市場調査を行い、首都圏にも販路を拡大していく。</p>	<p>6/23</p>
<p>くずまき商業協同組合</p>	<p>ポイントカード活用で灯油高騰対策支援を展開</p> <p>くずまき商業協同組合(近藤勝彦 理事長)は、町が灯油価格高騰対策として高齢者世帯などに8,000円を支給する助成事業に、独自に500円分を上乗せすることとした。町内の店舗で使用することができるポイントカードを満点の状態で購入、買物への活用を促す。</p>	<p>6/28</p>
<p>盛岡市建設業協同組合</p>	<p>創立30周年記念式典・祝賀会開催</p> <p>本年度で創立30周年を迎えた、盛岡市建設業協同組合(高橋精一 理事長)の記念式典・祝賀会が開催され、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。</p>	<p>7/7</p>
<p>ドンと市かわさき協同組合</p>	<p>開業5周年記念式典・感謝祭開催</p> <p>本年度で開業5周年を迎えた、ドンと市かわさき協同組合(佐々木正義 理事長)の記念式典・感謝祭が開催され、もりまき、アトラクションなどのイベントを行い、多数の来場者のもと盛会裏に開催された。</p>	<p>7/19</p>

主要日誌 (6月1日~7月31日)

<p>中央会主催事業 6/ 3 専門委員会(産業活性化委員会・地域活力強化委員会) 6/13~7/ 3 地区別懇談会 (二戸、花巻地区、盛岡地区・工業、久慈地区、盛岡地区・商業、宮古地区、北上地区、一関地区、奥州地区、大船渡地区、釜石地区) 7/ 9 新連携等創出企業連携フォーラム 7/17 鈴木会長県勢功労者受賞祝賀会 関係機関・団体主催行事への出席等 6/ 2 岩手県採石工業組合事務所開所式 特定大規模集客施設条例説明会 6/ 5 県央地場産業振興研究会 6/16 岩手県空港利用促進協議会 6/23 花巻市中心市街地新規出店者経営支援事業審査委員会 八幡はしご酒祭り実行委員会 6/27 いわて県南広域圏観光産業振興推進協議会 6/30 貸付審査委員会 7/ 3 農商工連携フォーラム 7/ 7 子育てしやすい職場づくり推進協力員会議 盛岡市建設業協同組合創立30周年記念式典 7/ 8 農商工連携セミナー</p>	<p>7/ 9 最低賃金審議会 岩手子育て女性の就職支援協議会 盛岡市指定管理者選定審査員会議 7/10 東北IT経営応援隊パートナー連絡会議 7/14 八幡はしご酒祭り実行委員会 7/15 クリーンエネルギーフェア実行委員会 7/16 盛岡市商店街連合会理事会 7/18 仕事と生活の調査推進会議 7/19 ドンと市かわさき創立5周年記念式典 7/22 いわて教育の日推進協議会全体会議 7/23 国民体育大会岩手県準備委員会 岩手地方労働審議会労働災害防止部会 7/24 最低賃金審議会 7/25 外国人留学生就職支援協議会 花巻市中心市街地新規出店者経営支援事業審査委員会 7/28 第2回地域力連携拠点連絡会議 7/29 官公需確保対策地方推進協議会 7/30 農商工連携ビジネスセミナー inTOHOKU クラスターネットワークフォーラム 7/31 原油価格高騰対策連絡会議 第4階岩手県分権推進会議</p>
--	---



検定試験を受けて

JUST TRY

組合士になろう！

平成20年度「中小企業組合検定試験」 受験概要

受験資格 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。)

試験日 平成20年12月7日(日)

試験地 札幌、青森、仙台、秋田、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、鹿児島、那覇

願書受付期間 平成20年9月1日(月)～10月15日(水)

受験料 5,000円(ただし、一部科目免除者は3,000円)

試験科目 ◆ 組合会計
◆ 組合制度
◆ 組合運営

申込方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。
(受験願書等は各都道府県中小企業団体中央会にあります。)



平成20年度

中小企業組合検定試験

主催 / 全国中小企業団体中央会 後援 / 中小企業庁 協力 / 都道府県中小企業団体中央会